

令和 2 年 9 月 14 日

政策調査課

次期教育大綱について

1 教育大綱とは

○地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもの

(根拠：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 第 1 項)

○総合教育会議で協議・調整のうえ、知事が策定

○対象期間は 4～5 年程度を想定

2 現在の福島県教育大綱

○総合計画（ふくしま新生プラン）の該当部分、「第 3 章 人と地域が輝くふくしま」の(1)子ども・子育て、(2)教育、(3)文化・スポーツ、人々の活躍の場づくりをもって大綱に位置付け

⇒ 本県においては、

①総合計画が県の最上位計画であり、県として目指すべき施策の取組の方向性、具体的な目標値を掲げた指標が設定されていること、

②この上位計画の下に福島県総合教育計画といった個別計画が体系的に位置付けられていること

を理由として、総合計画の該当項目をもって大綱と位置付けている。

○対象期間は、総合計画の終期に合わせて平成 32 年度（令和 2 年度）まで

3 次期教育大綱について（案）

○教育大綱に位置付ける次期総合計画については、新型コロナウイルス感染症の影響により、策定期間が令和 2 年度から令和 3 年度に延期された。

○そのため、教育大綱についても、次期総合計画が策定される令和 3 年度中に改定することとし、来年度の総合教育会議において協議したい。